事　 務　連 　絡

令和３年８月５日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

新型コロナウイルス感染対策に関する諸事項について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

　このたび、新型コロナウイルス感染症対策本部において、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を緊急事態措置区域に追加し、実施すべき期間を８月２日から８月３１日までとすること、東京都及び沖縄県について緊急事態措置の実施すべき期間を８月３１日まで延長すること、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県をまん延防止等重点措置区域とし、実施すべき期間を８月２日から８月３１日までとすることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添１～３の依頼通知が出されたとともに、国土交通省から、別添４の要請、別添５の大臣指示がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

以　上